

自動車保管場所証明申請等手続きに関する契約書

委託者（以下「甲」という）と、受託者（以下「乙」という）は、自動車保管場所証明申請および自動車保管場所届出手続きに関し、以下の通り契約を締結する。

第1条（依頼内容）

甲は乙に対し、自動車保管場所証明申請および自動車保管場所届出手続きに関する、書類の作成、修正、提出、受領、送付までの一切の業務を委託し、乙はこれを承諾した。

また、乙は本業務を遂行するため、自己の責任において副代理人を選任し、または使用者その他の第三者に業務の一部を代行もしくは補助させることができる。

第2条（費用・報酬）

1 法定費用、郵送費などの報酬以外の実費は甲の負担とする。

2 甲は乙に対して、乙ホームページ料金表（契約時点記載料金）に基づく、見積書および請求書に記載された金額を、乙が指定する方法により支払うものとする。

3 当初想定できなかった業務に対する報酬については、甲乙が協議の上で決定する。

第3条（責任の範囲）

甲が用意した情報に不備があったことが原因で本契約書に基づく業務が履行できない場合、その他損害について、乙はその責任を負わない。

本契約の成立を証明するため、本書1通を作成し、甲が署名の上、乙が保有するものとする。

年 月 日

（甲）委託者

住所：（〒 ）

署名：

（乙）受託者

住所：〒2520025 神奈川県座間市四ツ谷807番地の3

氏名：かずまる行政書士総合相談所 代表行政書士 室井一彦